



# 熊本県公報

第 1 1 8 3 7 号

平成 21 年 9 月 1 日(火)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 告 示

- 精神保健福祉法第22条の4第4項及び第33条第4項の規定に基づき特定病院の認定…………… (障害者支援総室) 1
- 保安林内立木伐採限度面積の公表…………… (森林保全課) 2
- 保安林の指定に関する予定…………… ( ) 3
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援総室) 3
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… ( ) 3
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… ( ) 3
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… ( ) 4
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… ( ) 4
- 指定居宅介護支援事業者の指定…………… ( ) 4
- 平成21年9月県議会定例会の招集…………… (財政課) 4
- 天草不知火海区における漁業権免許…………… (水産振興課) 4
- 平成21年度後期技能検定の実施…………… (労働雇用総室) 5
- 熊本県総合行政ネットワーク再構築に係る通信機器等の調達に係る一般競争入札の落札者決定…………… (情報企画課) 7
- 大規模小売店舗立地法に基づく届出…………… (商工政策課) 8
- 平成21年度「労働福祉推進員派遣事業」業務委託の受託者の選定(提案公募方式)…………… (労働雇用総室) 8
- 県有財産の売却…………… (管財課) 9
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (建築課) 10
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… ( ) 10
- 平成21年第2回定例会の招集…………… (有明海自動車航送船組合) 10
- 第33回熊本県地方港湾審議会を開催…………… (熊本県地方港湾審議会) 10
- つきいそ(沈船魚礁)周辺海域における集魚灯利用釣り漁業の禁止…………… (天草不知火海区調整委員会) 11

### 登 載 依 頼

- 平成21年第2回定例会の招集…………… (有明海自動車航送船組合) 10
- 第33回熊本県地方港湾審議会を開催…………… (熊本県地方港湾審議会) 10
- つきいそ(沈船魚礁)周辺海域における集魚灯利用釣り漁業の禁止…………… (天草不知火海区調整委員会) 11

## 告 示

### 熊本県告示第823号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第22条の4第4項及び第33条第4項の規定により、特定病院として次のとおり認定した。

平成21年9月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

経営種別	病院名	管理者名	所在地	認定期間
医療法人	城ヶ崎病院	緒方 明	玉名市伊倉北方 265	平成21年8月1日から 平成24年7月31日まで
医療法人	荒尾こころの 郷病院	玉丸 道夫	荒尾市荒尾19 92番地	平成21年8月1日から 平成24年7月31日まで
医療法人	山鹿回生病院	森山 茂	山鹿市古閑15 00番地1	平成21年8月1日から 平成24年7月31日まで
独立行政 法人	国立病院機構 菊池病院	高松 淳一	合志市福原20 8番地	平成21年8月1日から 平成24年7月31日まで

医療法人	菊陽病院	和田 冬樹	菊池郡菊陽町原水 5 5 8 7	平成 2 1 年 8 月 1 日から 平成 2 4 年 7 月 3 1 日まで
医療法人	阿蘇やまなみ病院	高森 薫生	阿蘇市一の宮町宮地 1 1 5 番地 1	平成 2 1 年 8 月 1 日から 平成 2 4 年 7 月 3 1 日まで
特別医療法人	くまもと心療病院	荒木 邦生	宇土市松山町 1 9 0 1 番地	平成 2 1 年 8 月 1 日から 平成 2 4 年 7 月 3 1 日まで
県立	こころの医療センター	濱元 純一	熊本市富合町平原 3 9 1	平成 2 1 年 8 月 1 日から 平成 2 4 年 7 月 3 1 日まで

**熊本県公告第 8 2 4 号**

森林法施行令（昭和 2 6 年政令第 2 7 6 号）第 4 条の 2 第 3 項の規定により、平成 2 1 年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき第 3 回分としての森林法（昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号）第 3 4 条第 1 項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。  
平成 2 1 年 9 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（森林法第 3 4 条第 1 項の許可をすべき皆伐面積の限度）

森林計画区	同一の単位とされる保安林	皆伐面積の許容限度 （ヘクタール）
白川・菊池川地域森林計画区	菊池川水源かん養保安林	7 7 4 . 9 5
	菊池川土砂流出防備保安林	1 0 5 . 6 6
	菊池川保健保安林	3 0 . 2 2
	阿蘇地区水源かん養保安林	6 5 6 . 7 3
	阿蘇地区土砂流出防備保安林	3 4 . 7 2
	阿蘇地区保健保安林	2 0 . 9 0
	小国地区水源かん養保安林	9 2 . 7 1
	小国地区土砂流出防備保安林	1 5 . 9 7
	大野川水源かん養保安林	6 4 . 6 3
	大野川土砂流出防備保安林	1 3 . 7 8
	熊本市干害防備保安林	1 . 9 8
	植木町干害防備保安林	5 . 4 7
	山鹿市干害防備保安林	2 . 0 1
白川・菊池川地域森林計画区及び緑川地域森林計画区	五ヶ瀬川水源かん養保安林	5 . 4 9
	五ヶ瀬川土砂流出防備保安林	7 . 4 8
	緑川土砂流出防備保安林	1 1 1 . 8 6
緑川地域森林計画区	緑川水源かん養保安林	7 4 0 . 0 9
	宇城地区水源かん養保安林	1 9 0 . 7 0
	宇城地区土砂流出防備保安林	1 0 . 8 8
球磨川地域森林計画区	氷川五家荘地区水源かん養保安林	1 , 0 8 1 . 2 0
	氷川五家荘地区土砂流出防備保安林	2 6 . 6 2
	氷川五家荘地区保健保安林	3 . 4 4
	城南地区水源かん養保安林	3 7 0 . 3 0
	城南地区土砂流出防備保安林	9 3 . 1 9
	球磨地区水源かん養保安林	4 , 0 6 9 . 3 7
	球磨地区土砂流出防備保安林	5 2 7 . 8 4
	球磨地区落石防止保安林	0 . 2 8
	球磨地区防風保安林	0 . 8 0

	球磨地区保健保安林	5 9 . 3 0
天草地域森林計画区	天草地区水源かん養保安林	3 3 6 . 1 8
	天草地区土砂流出防備保安林	1 1 6 . 3 5
	天草地区保健保安林	6 2 . 1 0

**熊本県告示第 8 2 5 号**

森林法（昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号）第 2 9 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 3 0 条の規定により告示する。

平成 2 1 年 9 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字長野字深谷 1 9 0 1 番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

( 1 ) 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字深谷 1 9 0 1 番（次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

( 2 ) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県阿蘇地域振興局並びに南阿蘇村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第 8 2 6 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。

平成 2 1 年 9 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

( 訪問看護 )

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
訪問看護ステーションステップ・キッズ 合志市幾久富 1 9 0 9 番地 7 0 0	N P O 法人 N E X T E P	平成 2 1 年 9 月 1 日

**熊本県告示第 8 2 7 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。

平成 2 1 年 9 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

( 福祉用具貸与 )

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
株式会社ハヤシコンフォート 熊本市琴平二丁目 4 番 3 号	株式会社ハヤシコンフォート	平成 2 1 年 9 月 1 日

( 特定福祉用具販売 )

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
株式会社ハヤシコンフォート 熊本市琴平二丁目 4 番 3 号	株式会社ハヤシコンフォート	平成 2 1 年 9 月 1 日

**熊本県告示第 8 2 8 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により公示する。

平成 2 1 年 9 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

( 介護予防福祉用具貸与 )

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日

株式会社ハヤシコンフォート 熊本市琴平二丁目 4 番 3 号	株式会社ハヤシコンフォート	平成 2 1 年 9 月 1 日
-----------------------------------	---------------	------------------

(特定介護予防福祉用具販売)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
株式会社ハヤシコンフォート 熊本市琴平二丁目 4 番 3 号	株式会社ハヤシコンフォート	平成 2 1 年 9 月 1 日

**熊本県告示第 8 2 9 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。

平成 2 1 年 9 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ライフサポート シルキー 熊本市小沢町 3 8 番地	株式会社 シルキー	平成 2 1 年 9 月 1 日

**熊本県告示第 8 3 0 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により公示する。

平成 2 1 年 9 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ライフサポート シルキー 熊本市小沢町 3 8 番地	株式会社 シルキー	平成 2 1 年 9 月 1 日

**熊本県告示第 8 3 1 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 6 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第 8 5 条の規定により公示する。

平成 2 1 年 9 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
がじゅまる居宅介護支援事業所 八代市古閑中町 1 1 0 1 番地 3	株式会社八代介護がじゅまる	平成 2 1 年 9 月 1 日

**熊本県告示第 8 3 2 号**

平成 2 1 年 9 月 1 4 日に熊本県議会の定例会を、熊本市に招集する。

平成 2 1 年 9 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県告示第 8 3 3 号**

平成 2 1 年 5 月 2 9 日熊本県告示第 5 2 4 号で公示した天草不知火海区における漁場計画に係る漁業権について、漁業法（昭和 2 4 年法律第 2 6 7 号）第 1 0 条の規定により、次のとおり免許した。

平成 2 1 年 9 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 免許の内容  
平成 2 1 年 5 月 2 9 日熊本県告示第 5 2 4 号の内容のとおり。
- 2 免許の存続期間

漁場計画番号（免許番号）	存 続 期 間
天区第 1 3 1 号 天区第 2 6 6 号から天区第 2 7 3 号まで 天区第 3 6 3 号から天区第 3 6 9 号まで 天区第 7 7 3 号から天区第 7 7 9 号まで	平成 2 1 年 9 月 1 日から 平成 2 5 年 8 月 3 1 日まで

3 漁業権者

漁場計画番号 (免許番号)	漁 業 権 者	
	氏名又は名称	住 所
天区第131号	松本 次則	天草市倉岳町棚底1956番地16
天区第266号	浦田 一宏	上天草市大矢野町維和1341番地
天区第267号	有限会社丸山水産	上天草市大矢野町維和1430番地
天区第268号	有限会社丸仙水産	上天草市大矢野町維和541番地
天区第269号	江口 清澄	上天草市大矢野町維和157番地8
天区第270号	丸山 正二郎	上天草市大矢野町維和537番地9
天区第271号	山崎 一幸	上天草市大矢野町維和3023番地9
天区第272号	山崎 宝	上天草市大矢野町維和2771番地1
天区第273号	益田 直継	上天草市大矢野町維和206番地
天区第363号	丸山 正二郎	上天草市大矢野町維和537番地9
天区第364号	山崎 一幸	上天草市大矢野町維和3023番地9
天区第365号	山崎 宝	上天草市大矢野町維和2771番地1
天区第366号	益田 直継	上天草市大矢野町維和206番地
天区第367号	村田 安廣	上天草市大矢野町維和420番地3
天区第368号	早稲田 龍一	上天草市大矢野町維和1652番地
天区第369号	江口 幸男	上天草市大矢野町維和160番地
天区第773号	倉岳町漁業協同組合	天草市倉岳町宮田1372番地8
天区第774号	倉岳町漁業協同組合	天草市倉岳町宮田1372番地8
天区第775号	倉岳町漁業協同組合	天草市倉岳町宮田1372番地8
天区第776号	倉岳町漁業協同組合	天草市倉岳町宮田1372番地8
天区第777号	倉岳町漁業協同組合	天草市倉岳町宮田1372番地8
天区第778号	倉岳町漁業協同組合	天草市倉岳町宮田1372番地8
天区第779号	倉岳町漁業協同組合	天草市倉岳町宮田1372番地8

公 告

熊本県公告第460号

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定により、平成21年度後期技能検定試験を次のとおり実施する。  
平成21年9月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 実施職種

(1) 特級

金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、プラスチック成形、パン製造

(2) 1級及び2級

鍛造（プレス型鍛造作業に係るものに限る。）、金型製作（プラスチック成形用金型製作作業に係るものに限る。）、機械検査、機械保全、半導体製品製造、プリント配線板製造（プリント配線板製造作業に係るものに限る。）、空気圧装置組立て、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、婦人子供服製造（婦人子供既製縫製に作業に係るものに限る。）、和裁、ガラス製品製造（理化学ガラス機器製作作業に係るものに限る。）、石材施工（石材加工作業に係るものに限る。）、パン製造、菓子製造、建築大工、かわらぶき、配管（建築配管作業に係るものに限る。）、厨房設備施工、型枠施工、鉄筋施工（鉄筋組立て作業に係るものに限る。）、コンクリート圧送施工、防水施工（アスファルト防水工事作業、合成ゴム系シート防水工事作業、塩化ビニル系シート防水工事作業及び改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業に係るものに限る。）、カーテンウォール施工、ガラス施工、機械・プラント製図（機械製図手書き作業及び機械製図CAD作業に係るものに限る。）、塗装（鋼橋塗装作業に係るものに限る。）、義肢・装具製作、舞台機構調整

(3) 単一等級

樹脂接着剤注入施工、バルコニー施工

- (4) 3 級  
機械検査、内燃機関組立て、冷凍空気調和機器施工、和裁、建築大工、配管（建築配管作業に係るものに限る。）、機械・プラント製図（機械製図手書き作業に係るものに限る。）
- 2 試験の方法  
実技試験及び学科試験
- 3 技能検定試験の手数料及び実施期日等
  - (1) 実技試験
    - ア 実技試験の手数料

検 定 実 施 職 種	手数料の額
鍛造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、仕上げ、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、建設機械整備、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、プラスチック成形、ガラス製品製造、石材施工、パン製造、菓子製造、建築大工、かわらぶき、配管、厨房設備施工、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、樹脂接着剤注入施工、カーテンウォール施工、バルコニー施工、ガラス施工、塗装、義肢・装具製作、舞台機構調整	16,500円 (11,000円)
機械検査、婦人子供服製造	14,200円 (9,500円)
和裁、機械・プラント製図	13,200円 (8,800円)

かっこ書きの手数料は、熊本県手数料条例別表第 20 に定める在校生等が受検する場合に適用する。

- イ 実施期日  
実技試験は、平成 21 年 1 月 30 日から平成 22 年 2 月 21 日までの間において、熊本県職業能力開発協会が指定する日に行う。
- ウ 実施場所  
実技試験の実施場所は、熊本県職業能力開発協会から通知する。
- エ 問題の公表  
実技試験の問題は、平成 21 年 1 月 20 日に熊本県職業能力開発協会公表する。
- (2) 学科試験
  - ア 学科試験の手数料 3,100円
  - イ 実施期日

等級	検 定 職 種	実 施 年 月 日
1 級及び 2 級	鍛造、機械検査、婦人子供服製造、菓子製造、配管、型枠施工、鉄筋施工、ガラス施工	平成 22 年 1 月 24 日
3 級	機械検査、内燃機関組立て、配管	
特級	金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、プラスチック成形、パン製造	
1 級及び 2 級	金型製作、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、ガラス製品製造、石材施工、パン製造、厨房設備施工、コンクリート圧送施工、防水施工、カーテンウォール施工、機械・プラント製図	
単一等級	バルコニー施工	
3 級	冷凍空気調和機器施工、機械・プラント製図	
1 級及び 2 級	舞台機構調整	平成 22 年 2 月 3 日
1 級及び 2 級	機械保全、半導体製品製造、プリント配線板製造、空気圧装置組立て、和裁、建築大工、かわらぶき、	平成 22 年 2 月 7 日

	塗装、義肢・装具製作
単一等級	樹脂接着剤注入施工
3 級	和裁、建築大工

ウ 実施場所  
 学科試験の実施場所は、熊本県職業能力開発協会から通知する。

4 受検申請の手続

(1) 提出書類

技能検定受検申請書を(2)の提出先に提出すること。  
 なお、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証明する書面を添えること。

(2) 提出先

熊本県職業能力開発協会  
 熊本市水前寺六丁目5番19号熊本県住宅供給公社ビル内  
 電話 096-384-1711

(3) 受付期間

平成21年9月28日から平成21年10月9日まで

(4) 受検申請に関する注意等

ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)の用紙及び受検案内は、熊本県職業能力開発協会に交付する。

なお、申請書用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒(あて先を記入し、140円切手をはったもの)を同封すること。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

なお、郵送による申請書は、平成21年10月9日までの消印のあるものに限り受け付ける。

ウ イの場合において、実技試験又は学科試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面を同封すること。

5 手数料の納付方法等

実技試験及び学科試験の手数料は、申請書に添えて納付するものとする。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は、返還しない。

6 合格発表

(1) 合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、熊本県職業能力開発協会が平成22年3月16日以降に書面で通知する。

(2) 技能検定の合格者の受検番号は、平成22年3月16日に熊本県庁行政棟本館1階ロビーの掲示板及び熊本県庁ホームページにおいて名簿を掲示及び記載する。

(3) 技能検定の合格証書及び技能士章の交付等

技能検定の合格者には、特級、1級及び単一等級については厚生労働大臣の合格証書、2級及び3級については熊本県知事の合格証書が交付されるほか、厚生労働大臣から特級技能士章、1級技能士章、単一等級技能士章、2級技能士章、又は3級技能士章がそれぞれ交付される。

7 その他

技能検定について不明な点は、熊本県商工観光労働部労働雇用総室産業人材育成室又は熊本県職業能力開発協会に問い合わせること。

熊本県公告第461号

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条及び熊本県物品又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7年熊本県規則第51号)の規定により次のとおり公示する。

平成21年9月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

熊本県総合行政ネットワーク再構築に係る通信機器等一式の購入

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

熊本県地域振興部情報企画課電子県庁管理班  
 郵便番号862-8570 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号

3 落札者を決定した日

平成21年8月13日

4 落札者の名称及び所在地

富士通株式会社 熊本支店  
 熊本市紺屋今町9番6号

5 落札金額

- 233,100,000円（うち消費税及び地方消費税の額11,100,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告日  
平成21年7月3日

**熊本県公告第462号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成21年9月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ロッキー南福寺店  
水俣市南福寺1-71
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

名称及び代表者氏名	住 所
株式会社ロッキー 代表取締役 竹下光伸	鹿本郡植木町大字植木133番の1

- 3 大規模小売店舗の新設をする日  
平成22年4月13日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
2,678平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- (1) 駐車場の位置及び収容台数  
建物南、東側 161台
- (2) 駐輪場の位置及び収容台数  
建物東側 28台
- (3) 荷さばき施設の位置及び面積  
建物北側 55平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
建物北側 15立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
午前8時から午後10時まで
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前7時30分から午後10時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
建物東、西側 2箇所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後6時まで
- 7 届出年月日  
平成21年8月12日
- 8 届出の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工政策課及び芦北地域振興局総務振興課  
平成21年9月1日から平成22年1月1日まで

**熊本県公告第463号**

提案公募方式で業務委託の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

平成21年9月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 業務概要
- (1) 業務名  
平成21年度「労働福祉推進員派遣事業」業務
- (2) 業務内容  
本県の労働福祉事業の広報・周知を行う「労働福祉推進員」（以下「推進員」という。）として3名を新規雇用し、推進員の業務支援・監督等を行う。  
ア 推進員3名の雇い入れ・研修実施  
イ 推進員の業務支援  
ウ 推進員の業務監督  
エ 事業報告書の作成・提出
- 2 委託期間  
契約の日から平成22年3月30日（火）まで



- 3 企画コンペに参加できる者（以下の全てを満たす者）
  - (1) 県内に事務所を置き、主として県内で活動していること。
  - (2) 「物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）」による審査のうち、有資格者として営業種目「催事関係業務」の「企画・運營業務」に登録された者。
  - (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。
  - (4) 熊本県から指名停止の処分を受けていない者であること。
  - (5) 当該事業を適確に遂行できる能力を有すること。
- 4 企画コンペ参加方法等
  - (1) 参加申込書及び企画提案書の提出期限等  
平成21年9月15日（火）午後5時までに、別途提示する企画提案募集要項に規定する提出書類（参加申込書、企画提案書、概算見積書等）を労働雇用総室まで提出するものとする。
  - (2) 提出先  
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県商工観光労働部 労働雇用総室 労働福祉班（県庁行政棟本館7階）
- 5 受託者の選定方法  
企画提案書及びプレゼンテーションにより選定する。
- 6 プレゼンテーションの実施  
平成21年9月17日（木）に実施する。なお、実施時間については、別途プレゼンテーション参加者へ連絡する。
- 7 その他  
詳細については、別途提示する企画提案募集要項による。
- 8 問い合わせ先  
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県商工観光労働部 労働雇用総室 労働福祉班（096-333-2339）

熊本県公告第464号

県有財産を次のとおり売却する。  
平成21年9月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 物件の表示  
所在 熊本市段山本町67番1  
地目 宅地  
地積 953.54平方メートル  
最低売却価格 48,630,000円
- 2 入札参加資格  
次のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。
  - (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
  - (2) 破産者で復権を得ない者
  - (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後2年を経過していないもの
  - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団等であるとして熊本県警察本部から排除要請があった者
- 3 入札参加要領・契約条項を示す場所  
熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県総務部管財課 096-333-2122
- 4 入札期日及び場所  
平成21年10月16日（金）午前10時  
熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県行政棟本館地下1階 監理課入札室
- 5 開札期日 入札終了後即時
- 6 入札参加申込書  
入札に参加しようとする者は、次により所定の入札参加申込書を提出しなければならない。
  - (1) 提出方法 持参又は郵送による。
  - (2) 提出期限 平成21年10月5日（月）午後5時  
（郵送の場合は提出期限までに必着）
  - (3) 提出先 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県総務部管財課
- 7 入札保証金  
入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の5以上の金額を入札保証金として納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。なお、入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。
- 8 契約締結期限  
平成21年10月29日（木）午後5時

- 9 契約保証金  
契約しようとする者は、契約金額の100分の10以上の金額を契約と同時に契約保証金として納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。
- 10 その他
- (1) 売買代金納入期限 契約締結日から30日以内
  - (2) 契約締結場所 別途指定する。
  - (3) 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、熊本県財産条例（昭和39年熊本県条例第23号）、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）、入札参加要領等を承知のうえ、入札するものとする。
  - (4) 問い合わせ先  
熊本県総務部管財課（電話096-333-2122）

**熊本県公告第465号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成21年9月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
宇土市築籠町字袋ノ内6番，同20番1，同20番2，同20番3，同20番4の一部、同20番5，同20番6，同21番1，同21番2，同21番3，同21番4，同21番5，同21番6，同21番7，同21番8，同21番9，同21番10、里道及び水路の一部  
4,310.32平方メートル
- 2 開発を受けた者の住所及び氏名（名称）  
宇土市松原町25番地10  
有限会社三和住研不動産

**熊本県公告第466号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成21年9月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市須屋字七ツ石2972番297  
264.59平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
合志市須屋2675番地8  
和田 茂也

**登載依頼****有明海自動車航送船組合告示第3号**

有明海自動車航送船組合議会平成21年第2回定例会を平成21年9月9日12時45分熊本市に招集する。  
平成21年9月1日

有明海自動車航送船組合  
管理者 元重 雅博**熊本県地方港湾審議会公告第1号**

第33回熊本県地方港湾審議会の会議を、次のとおり開催します。  
なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおりです。  
平成21年9月1日

熊本県地方港湾審議会

- 1 開催日時  
平成21年9月7日（月） 午後3時30分～午後5時00分
- 2 開催場所  
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁行政棟本館 5階 審議会室
- 3 議題  
八代港港湾計画の軽易な変更  
八代港臨港地区内における分区の変更

- 八代港港湾隣接地域の指定
- 4 傍聴者の定員  
10人
  - 5 傍聴手続
    - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、審議会の会長の許可を得たうえで、会議の会場に入ることができます。
    - (2) 傍聴の手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了します。
  - 6 お問い合わせ先  
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県地方港湾審議会事務局（熊本県土木部港湾課）  
（電話096-333-2514）

**天草不知火海区漁業調整委員会指示第138号**

水産動植物の繁殖保護のため、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成21年9月1日

天草不知火海区漁業調整委員会会長 板 崎 清

天共第9号共同漁業権漁場内に設置してある「つきいそ（沈船魚礁）」周辺海域における集魚灯利用の釣り漁業について、次のとおり操業を禁止する。

- 1 操業禁止区域  
天草市牛深町大島灯台から真方位354度、4,300メートルの地点を中心とした半径50メートルの線によって囲まれた区域
- 2 操業禁止期間  
10月1日から翌年3月31日まで
- 3 指示の有効期間  
平成21年9月1日から平成23年8月31日までとする。